

(1)

会報 No.414 令和6年9月2日(月)発行

めぐろ青色

発行：一般財団法人 めぐろ青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03(3713)1141代 FAX:03(3713)1185
HP:www.meguro-aoiro-forum.com



めぐろ青色申告会
ホームページ

めぐろ青色申告会は、個人事業主の記帳、決算、事業の繁栄を青いえんせん

ます。



フリーランスとは…
労災保険に特別加入できるようになります！



特定の企業や団体に属さず、独立した形で、自分のスキルや専門技術を活かして働く人を指します。「雇用ではなく、業務委託で働く人」。WEBデザイナーやイラストレーター、カメラマンなどクリエイティブなイメージですが、

美容師やインストラクター、最近ではコンサルタント、税理士など多様な職種のフリーランスが存在します。

フリーランスとは…

特別加入制度とは…

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に對して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

《フリーランスの労災》

例：給付基礎日額10,000円を選択した場合の年間保険料
 $10,000 \times 365 \times 3 / 1000 = 10,950$ 円
※年間保険料は、社会保険料控除になります
※建築業など業種によって料率がきまっています



料を選択できます。

額の365日分の0.3%。

保険料は？

・遺族（補償）等給付
・療養（補償）等給付
・休業（補償）等給付

主な給付内容は？



労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に對して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

(例) 一人のカメラマンが
様々な仕事を行う場合の対象となる業務



ネモフィラ「めぐろ青色申告会の花」

★特別加入の対象となる事業

- ・フリーランスが企業等から受けて行う「業務委託」が対象となります。
- ・「業務委託」とは、企業等がその事業のために他の事業者に、物品の製造、情報成果物の作成（プログラミング等）、役務の提供（通訳等）を委託することをいいます。
- ・つまり、フリーランスが企業等から業務委託を受けて行う「事業者間の委託取引」（左の図の赤い矢印の取引）が対象となります。
- ・さらに、企業等から業務委託を受けて事業を行うフリーランスが、当該事業と同種の事業を消費者から委託を受けて行う場合（左の図の緑の矢印の取引）のケガ等も補償の対象となります（※）。

詳しい内容は 厚生労働省ホームページ「令和6年11月から「フリーランス」が労災保険の「特別加入」の対象となります」をご覧ください



◆めぐろ青色申告会は、昭和47年に厚生労働大臣東京都知事より許可を受けた労働保険事務組合です。（会員価格の事務手数料）

記帳で困っている方!

事業に集中したい方!

記帳代行(有料)致します

インボイス施行からもうすぐ1年 発行する人、受取る人の再確認

消費税インボイス制度が施行され、この10月で丸1年。これまで免税事業者だった方が、昨年インボイス登録を行い、課税事業者となった場合、令和6年分からは1年間の課税期間となります。そこで今回は、インボイスを発行する側と受け取る側の両方に向けて?ポイントを再確認。こんな時はどうすれば良いの？もう一度確認してみましょう。

インボイス制度
公表サイト

Q: インボイス公表サイトでの検索結果と、インボイスに記載された名称(屋号)が異なる場合はどうすればいい？

A: 公表サイトは、取引先から受領した請求書等に記載されている番号が、「登録番号」として有効なものかを確認するためのもの。有効性が確認できれば、一義的には正しいインボイスとして取り扱って差し支えありません。有効であれば正しいインボイスとして仕入税額控除できます。

Q: 個人事業主が登録通知書を紛失してしまった場合、再交付できる？

A: 再交付を請求する手続きはありません。登録番号はインボイス登録センターで確認できます。

Q: 複数の取引を1枚のインボイスに記載する場合、取引ごとに消費税額を算出してもいい？

A: 取引ごとに算出した金額をインボイスの記載事項としての「消費税額等」とすることはできません。「消費税額等」の計算において1円未満の端数が生じる場合は、「1インボイス当たり税率ごとに1回」というルールに従って処理しなければなりません。

品名	対価の額	税率	消費税額
A	11,345	10%	1,134
B	12,549	10%	1,254
合計	23,894	10%	2,389

インボイス制度
特設サイト

Q: 受け取ったインボイスの記載誤りを買手が訂正することはできる？

A: 買手が追記や修正をしただけでは、インボイス保存の要件を満たしません。
交付したインボイス発行事業者(売手)…修正して再交付する義務がある

*買手による修正を確認した場合は写しを修正する

交付を受けた事業者(買手)…再交付を受けて保存する必要がある

*自ら修正した場合は売手の確認を受ける

役員(班長)さん募集中です！

年に10回程度、おおよそ20件程の配布です。
※田舎区には13の支部があります。

会報など配布物を近所の会員の方へ配布をお願いします！

役員(班長)さん募集中です！



参加された役員さんは「参加して良かった」「スマホ用語が理解できた」「分かりやすい講座だった」「とても楽しかった」などの声がありました。

4. 本財団・支部主催の役員研修会に参加
役員限定 スマホ教室開催！

7月にアンドロイド、アイフォンそれぞれ全4回コースで開催。スマホの基礎から応用までトータルに学びました。

1. 確定申告、個人の決算特別会費(受講料)が半額！
2. 河口湖にある会員制リゾートホテル「フジプレミアムリゾート」が利用可能
3. 交通事故傷害保険に掛金個人負担なしで加入

4. 本財団・支部主催の役員研修会に参加

役員限定 スマホ教室開催！

参考：参考：参考：

12. 基本的には、ボランティア活動です。地域社会に貢献し、会員さんへの支援となっています。
※役員(班長)の活動にご興味のある方、詳しく聞きたいたい！…

5. 役員慶弔規定があり、死亡・入院等の場合、支給されます
…まだあります！

【令和6年分】

目黒区 路線価図
(国税庁ホームページより)

7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる土地評価額算定に使用する令和6年分の路線価図等が国税庁のホームページで発表されました。

全国の標準宅地の路線価平均が2・3%、東京都の平均は5・3%上昇し、3年連続のプラスとなりました。

路線価とは

路線価は、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額（千円単位で表示しています）のことであり、路線価が定められている地域の土地等を評価する場合に用います。

不動産オーナーにおすすめ!!

第61回目黒区商工まつり
経済講演会「不動産オーナーが地域を活性化する
賃貸住宅と街づくりの関係性」

【講師】(株)全国賃貸住宅新聞社 取締役
「地主と家主」編集長
永井ゆかり氏

【開催日時】11月8日(金)
午後6時～7時30分

【会場】目黒区民センター 大ホール

【定員】先着400名(参加無料)

ご近所の方やお友達と一緒に、
ぜひご参加ください！

事業報告

(R6.7.1～R6.7.31)

◎入退会者数	入会: 9名	退会: 17名
◎あおり葬儀システム		1件
◎水廻り緊急サービス	利用: 6件	
◎青色共済		
入院見舞金	9件	75,000円
弔慰金	2件	600,000円
特別弔慰金	2件	80,000円
傘寿祝金	6件	360,000円
◎東京青色傷害保険	6件	370,900円 (6月実績)
◎東京青色交通事故傷害保険	1件	63,000円 (6月実績)
◎小規模企業共済	廃業請求	5件
	死亡請求	2件
	老齢給付	2件
	任意解約	1件
◎来局者数		
記帳サポート関連	271名	
共済・保険関連	50名	
旅行関連(紀州鉄道・フジプレミアムリゾート)	1名	
その他(物品購入・他団体)	70名	

口座振替ごよみ

9/6(金)
簡易保険・月払
青色共済年金
経理事務代行料Ⓐ*
9/18(水) 小規模企業共済
9/27(金)
アフラックがん保険
※記帳について
Ⓐ(所得税) 経費計上可
(消費税) 課税

納税ごよみ

9/2(月)
・消費税(個人事業者)の中間
申告期限、納税期限 [国税]
・個人事業税第1期分の
納税期限 [都税]
・特別区民税・都民税
第2期分の納税期限 [区税]
9/30(月)
・固定資産税・都市計画税の
第2期分の納税期限 [都税]

ポスター掲示場所、探してます!

ご協力いただける方、
お知らせください！



お店、ご自宅、友人宅、駐車場…
SNSや地域情報サイトなど、
デジタルでの掲示も大歓迎!
※A3サイズ(29.7×42cm)となります

【令和6年分の
路線価図等を公開】

税務署の押なづがなくなります

令和7年1月から



国税庁より、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受印付印の押なづを行わないことが発表されました。

- 申告書等の正本(提出用)の提出について
書面申告等における申告書等の提出(送付)の際は、申告書等の正本(提出用)のみを税務署へ提出(送付)します。
- 申告書等の控えへ收受印付印の押なづは行われませんので、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をおすすめします。

- e-Taxによる申告・申請手続き
- 申告書等情報取得サービス(オンライン請求のみ)
- 保有個人情報の開示請求
- 税務署での申告書等の閲覧サービス(有料)
- 税証明書の交付請求(有料)

詳しくは国税庁ホームページ
「令和7年1月からの申告書等の控えへの
收受印付印の押なづについて」をご覧ください

